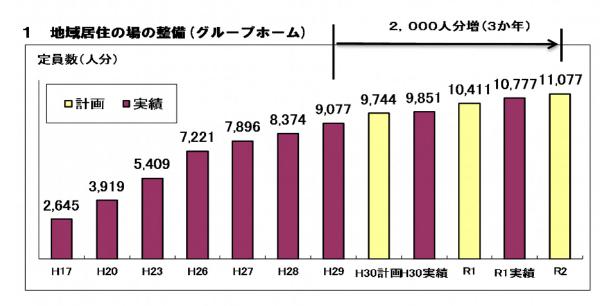
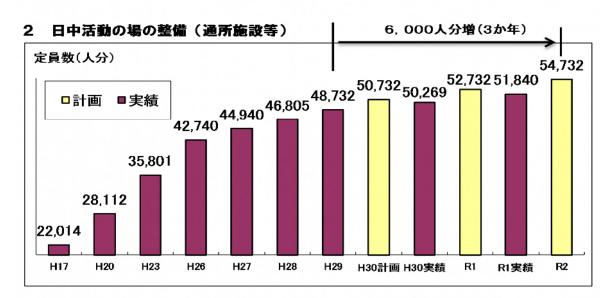
推進協議会 第3回総会 R3.3.29 参考資料6-2

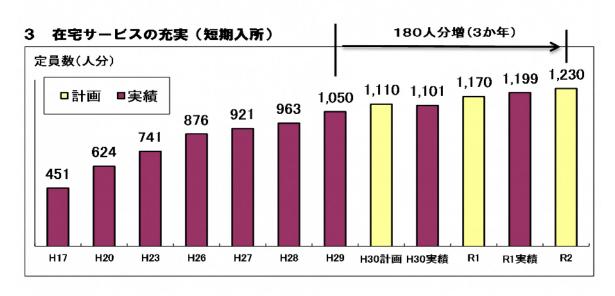
地域生活基盤の整備状況

(第1回専門部会 資料7)

(計画・実績ともに各年度末時点)









東京都における地域生活支援拠点の整備状況

各区市町村の整備状況(令和元年度末)

令和2年度目標:各区市町村に少なくとも1つ以上

	区市町村数	内訳
整備済	1 1	(区部) 8区 新宿区、文京区、品川区、目黒区、大田区、中野区、 荒川区、練馬区
		(市町村部)3市 八王子市、調布市、国分寺市
整備予定	3 1	(区部) 14区 中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、世田谷区、 渋谷区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、足立区、 葛飾区、江戸川区
		(市町村部) 17市町 立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、小金井市、 小平市、東村山市、国立市、東大和市、清瀬市、 東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、 西東京市、瑞穂町、八丈町
検討中	2 0	

(区市町村報告より作成)

く参考>

地域生活支援拠点等の整備に係る成果目標

地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制(面的整備型))について、令和2年度末までに**各区市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備**することを基本とする。

- * 地域生活支援拠点: 障害者の地域生活を支援する機能をグループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点
- *面的な体制(面的整備型):地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

